

命令形式から条件形式へ

北崎 勇帆

一 はじめに

以下の(1)の如く、命令形式が条件形式相当の働きをすることがある。

- (一) a. もういつペン言ってみろ(⚡たら)、次は本当に怒るぞ。
 b. 奴にこの計画がばれてみる(⚡たら)、全ては水の泡だ。
 c. 誰であれ(⚡あつても)、来客があつたら教えてください。
 d. 来るにせよ(⚡しても)来ないにせよ(⚡しても)、連絡を下さい。

後に挙げるように、これら以外にも類似事例が見られ、「命令形式から条件形式」という派生として、一定の類型化ができそうである。この「条件形式的に用いられる命令形式」という類型には、大きく分けて二点の問題が存する。

一点目として、まず、そもそも命令形式が条件形式的に働き、固定的な表現を派生することが問題を含む。次例に示すように、接続助詞的に働く複合形式の派生は、通常、素材そのものが統語的に後統部を要求する形式を含む。例えば(2a)は動詞連用形が、(3a)は格助詞「で」が、後統する述部を要求し、複合形式化した(2b)(3b)も文中で接続形式として機能する。

- (2) a. 指示に従い作業を進める。
 b. レベルが上がるに従い難しくなる。
 (3) a. 山の上の木の陰で休む。
 b. あなたのおかげでとても幸せです。

この点において、通常、文末で希求・行為要求を表す命令形式の統語位置が複合形式化に際して変化し、文末以外で機能するようになる現象は特異である。本稿ではまず、この点について考えたい。

二点目に、複合形式とその素材との間の用法の連続性を考えるとき、命令形式が順接条件、逆接条件の両方の働きを持つようになることも問題となる。例えば、動詞連用形を含むものであれば順接、「ても」を含むものであれば逆接というように、接続関係を示す複合形式は、構成される素材の接続関係をそのまま引き継ぐことが予想されるが、命令形式によるものに関しては、(1a)(1b)の順接条件、(1c)(1d)の逆接条件のいずれにも派生しうるのである。

- ここで、「命令形式から条件形式への派生」に関して、次の問題を立てることができる。
 (4) a. 「命令形式の条件形式への派生」はなぜ起こり、なぜ類型性があるのか。用法派生の際に、文末形式である命令形式が文末以外へと移動するのはなぜか。
 b. 条件表現形式化する際に、順接・逆接のいずれにも派生するのはなぜか。

結論を先取りすれば、本稿は、(4a)の派生要因の一部に、連続する二文の一文としての再解釈を想定する。この変化を文末から文末以外への統語的な移動と考えたとき、「カ」「ソ」による連体形係り結びの成立や間接疑問文の発達、「ヨ」「ウ」の一群の成立も同様の変化として捉えられる。命令形式の条件表現形式化と隣接する現象として、こちら

- (5) a. 虎か。
 b. 虎か吼ゆる。

- (6) a. 一体、このお店でいくら飲み食いしたやら。
 b. 一体、このお店でいくら飲み食いしたやら分らない。
 (7) a. お酒を飲もう。
 b. お酒を飲もうと飲むまいと、会費は変わらない。

本稿の構成を示す。複合的な接続形式が通常どのような要素から構成されるかを述べた上で、複合的な接続形式の構成要素の中での命令形式の特異性を指摘する。第三節では条件形式的に用いられる命令形式の個別の史的展開を見ながら、派生によって通常の行為要求表現からどのように逸脱し、また、どのような性質が保持されるかを検討する。第四節では逆方向の変化の事例として、勧めの表現に用いられる条件形式の事例を扱うことにより、第三節と併せて、命令文と条件文が「事態の未実現性」の性質において隣接することを示す。以上の検討を通して第五節で冒頭の問いに答え、第六節では類似事例に触れ、日本語文法史における二文連置の果たしてきた役割と、文法変化の理論におけるこうした変化の位置付けについても述べる。

二 接続形式の構成要素

まず冒頭の(4a)の問題に関して、接続関係を表示する複合形式を、その形式が末尾にどのような構成要素を持つかという観点に基づき分類する。³⁾

- (8) a. 接続助詞…と思うと、と見ると、といはば、といへば、と見れば、につけても、にしても、としたら、ときたら、にあたりて、におきて、にそへて、に従って、につれて、につけて、といひながら、につけつつ、ものを、…
 b. 連用形…といひ、にしたがい、につれ、につけ、と思う間もなく、はしらず、もいはず、にもかかわらず、を問わず、…
 c. 助詞ハ…では、ことには、からは、からには、うえは、…
 d. 格助詞…ところで、おかげで、せいで、と同時に、あげくに、わりに、そばから、…
 e. 形式名詞…とき、あいだ、ころ、たび、場合、ため、ゆえ、くせ、わり、…

接続関係を示す複合形式は当然ながら、その構成要素そのものに、接続助詞や接続関係を構成しうる形式を持つものに偏る。すなわち、複合形式化する以前から既に接続関係を表示してきたのであって、無理のない範囲で複合形式化している。⁵⁾

この点において、文末形式である命令形式が接続関係を表示すること、さらに、それが例外的な現象ではなく一定の類型性を持つことは特異である。この問題に関して、それぞれの形式が具体的にどのように発達してきたかを、典型的な行為要求表現の成立条件からどのように逸脱するか、またどのような性質が保持されるかという観点から通覧していく。

三 命令文から条件文へ

典型的な命令文は、以下の条件が満たされていることが、話し手の認識にあるときに実現される(仁田一九九一、北崎二〇一六a)。

- (6) a. 「話し手の望ましき」話し手が事態の成立を望ましいと思っていること
 b. 「主格の人称」遂行能力を持つ二人称主格の聞き手が存在すること
 c. 「事態の実現性」事態が未実現であること
 d. 「事態の意志性」事態が意志的に実現できること

命令形による典型的な命令文を例として挙げれば、「窓を開けろ」という発話は、(9a)話し手が、部屋が暑いなどの理由で「窓が開くこと」「(聞き手が)窓を開けること」とい

う事態の成立を望ましいものと捉えており、(9b)「窓を開ける」ことができる聞き手が発話場に存在すること、(9c)「窓を開ける」事態がまだ成立していないこと、(9d)「窓を開ける」という行為が意志的に実現できることを、話し手が認識しているという語用論的な条件の元で、適切な命令文の発話として成立する。

条件形式的に用いられる命令形式は通常の用法でない以上、これらのうち何らかの条件を欠くはずである。このとき、派生前・派生後の両方に共有される性質が、典型的な命令形式と条件形式的に用いられる命令形式の接点であると考えられる。この観点に基づきながら、それぞれの形式の史的展開を概観していく。

三・一 順接条件になるもの

三・一・一 仮定的な「テミロ」を中心とするもの

冒頭(1)に挙げた「テミロ」に代表される、順接仮定条件的に用いられる一群がある。当該表現は現代語においては「テミロ」類に限定されるが、その源流はテミルを伴わない「命令形+脅し」という構造であった。「命令された事態が仮に実現された場合に、話し手が、聞き手にとって望ましくないことを行う」ことを後続部で述べることによつて事態の実現を事前に阻止する意図を持つものである。この順接仮定条件的な用法は、命令形式の文とその結果を予告する後続文の二文の連続が、一文として再解釈されたことによつて成立したものであると考えられる(北崎二〇一八c)。

(10) a. 入道「誘いを断られて」腹ヲ立テ、「参ルマジキカ。今度申切レ、相計フ旨有」ト、ニガくシク宣タリ。
(延慶本平家物語一本)

b. 「饅頭の代金を払えと言われて」^{大名}「此御せいたうたゞしひおりから、そのつれな事をいふてめいわくするな、よつてみようちはなすほほどに」
(《刀にてをかくる》)

(虎明本狂言集・まんぢう「二六四二写」)

(11) a. 「命令文 今度申切レ」。「脅し文 相計フ旨有」。

↓ 「条件文 今度申切レ」。「主節 相計フ旨有」。

b. 「命令文 よつてみよ」。「脅し文 うちはなすほほどに」。

↓ 「条件文 今度申切レ」。「主節 うちはなすほほどに」。

これらの文において、話し手は(10a)において「再度誘いを断ること」を、(10b)において「それ以上寄ること」を望ましくないものと捉えており、命令文の成立条件のうち(9a)「望ましさ」の条件を満たしていない。

近世中期以降になると、結果予告が直接的な脅しとならないもの(12a)を経由するごととで事前阻止から認識要求の表現へと変化し、人称・意志性の制限が緩和される。一人称主格(12b)、三人称主格(12c)のように(9b)の「主格の人称」の条件に反するもの、受身の命令形(12d)のように(9d)の「事態の意志性」の条件に反するものが見られるほか、(10)とは異なり、後件に望ましい事態を取る例(12e)も見られるようになる。

(12) a. 其中「西方浄土」に住でみやれ、半年もた、ぬにあきはて、やつぱり娑婆が恋しく成であらふ
(当世穴さがし巻二「二七六九刊」)

b. ^{小女}「博奕の出合は相對づく。放った所が一生懸命。おれが方が負けて見やんせ。ねごんぞう取られにやならぬ」
(韓人漢文手管始「二七八九演」)

c. あれ「馬」ハ爪が割て居ぬから、まだ人が乗られる。あれが爪がわかれて見やれ。

- 不断飛ぶやうで、中／＼人が乗られる物でハない (鹿の子餅「一七七二刊」)
- d. 外の客衆にあんな「足蹴にする」事でもされて見なんし どうしてだまつて
居るもんでおせんす (南客先生文集「一七七九刊」)
- e. 最半年も立て御覧じまし。大きに「赤ん坊の」お世話が薄らぎますよ
(浮世風呂三編下「一八一二刊」)

三・二 「なぜと言え」類

近世前期から明治期にかけて、「なぜかと言うと」「なぜかと言えば」と同等の意味合いを持つ、「なぜと言え」の一群が用いられる(湯澤一九二六)。

- (13) a. いや／＼其方立 侍とはいはれまい。なぜとおいやれ。さいぜん其方がいふには。：「中略、先に結んだ約束を述べる」：といふたでないか。「約束を違えたことを咎める」 (金岡筆「一六九〇演」)

- b. をのれは大不忠のやつじや、なぜといへ、子を見る事父に如かずといふに： (娘孝行記「一六九一演」湯澤一九三六：一二二)

これは文字通りに解すれば、「へなぜ」と言う」ことを聞き手に求め、聞き手の「なぜ」を待たずに、話し手が「なぜ」への回答を述べるものと考えられる。すなわち、命令文と「なぜ」に対する理由を説明する二文が一文として再分析されたことによって接続詞的用法を獲得したもので、「テミロ」の事例に類する。

- (14) a. 話し手 「なぜと言え」。聞き手 「なぜ」。 話し手 「理由の説明」：」。
b. 命令文 「なぜと言え」。理由の説明 …」。
↓ 条件文 「従属節」なぜと言え」、主節 …」。]

三・三 逆接条件になるもの

三・三・一 「であれ」類

冒頭(1c・d)に挙げた「であれ」「にせよ」の類はここまで挙げたものとは異なり、逆接仮定条件を構成する。その中で成立の早い「であれ」類は次のように主に名詞に接続し、中古に「にもあれ」、中世前期に「にてもあれ」、中世後期に「でもあれ」と推移していく(北崎二〇一六b)。

- (15) a. 中納言の「車」にもあれ、大納言にてもあれ、かばかり多かる所に、いかでこの打杭ありと見ながらは立てつるぞ。少し引きやらせよ。 (落窪物語巻二)
- b. 左伝モ帝王年代ヲコソ編シタレ、何書テマレ、史記ヨリサキニ此体制ニシタハナイソ。 (史記抄・補史記序「一四七七」)

主格の人称の制限はなく、また例えば(15a)に関して、「中納言の車であること」に対して、話し手が望ましさのスケールを持つものとも考えられない。この逆接仮定条件を示す「あれ」は「くばく命令形」という、話し手が事態成立に直接関与しない放任の構文を基盤として発達したものと考えられる。

- (16) a. 大船を漕ぎのまにまに岩に触れ覆らば覆れ〈覆者覆〉妹によりては (万葉集巻四・五五七)
- b. 朝霜の消なば消〈消者消〉と言ふにうつせみと争ふはしに (万葉集巻二・一九九)
- c. 刈薦の乱れば乱れ〈美陀礼婆美陀礼〉さ寝しさ寝てば (古事記歌謡八〇)

- (17) a. 「命令文(放任) ……ば、……命令形」。(「話し手の態度」)。
b. 「命令文(放任) ……あれ」。「後続文 ……」。「↓」。「条件文」(従属節 ……もあれ)、「主節 ……」。

三・三・三・二 「にせよ」類

「にせよ」類は近世に「にもせよ」として定着するが、それ以前に、動詞に接続して「動詞+もせよ」となる例が散見する。動作に関する逆接を表すためには補助動詞「あり」では不適當であったために生産されたものであり、これが名詞に後接する場合にも拡張して「にもせよ」(東国・江戸では「しろ」として定着し、現代の「にせよ・しろ」に至ったと考えられる)。

- (18) a. 勝モセヨ負モセヨ取昇進シテコソ至候ヘト云 (古事談下)
b. あはれどくにもせよ、しぬるとも、師の出られなば、くふべしとおもふて、ま
ちける所に、折ふし師匠用ありて出らるゝ。(一休諸国物語卷三「一六七二刊」)

三・三・三・三 その他の表現

「であれ」類に隣接するものとして、「ともあれ(かくもあれ)」がある。上代の「かもかくも」類が中古に「ともかくも」となり「あれ」が挿入されたものか。

- (19) a. 武蔵野の草はもろむきかもかくも〈可毛可久母〉君がまにまに我は寄りにしを
(万葉集卷一四・三八八六)
b. さらば、ともかくもきんぢが心。出でたまひぬべくは車寄せさせよ (蜻蛉日記)
c. とまれかくまれ、まづ請じ入れたてまつらむ。(竹取物語)

「とはいえ」も、「とはいえど(も)」「ど(も)」「が脱落したものと説明されることがあるが、接続詞的用法(20a)が接続助詞的用法(20b)に先行することから、「ともあれ」類からの類推による成立と見るほうがよい(北崎二〇一七)。

- (20) a. 手が死んだら斬らるゝ覚悟。とはいへ彦介め、さほどの疵ではなけれども、ね
だつて銀にするもがりとは鏡にかけたこと。(山崎与次兵衛寿の門松「二七一八演」)
b. これ忠義の為とはいへ、年来が、夥の敵を射殺したる、その報也とするときは、
絶て恨るに足らず。(椿説弓張月後編「二八〇八刊」)

形容詞に関しても近世前期に「遅かれ早かれ」類が成立する。これも、成立当初から「かれ〜かれ」の型であるので、二文連置の再解釈による成立は想定できず、命令形による逆接仮定条件(15)から類推的に発達したものと考える(北崎二〇一八a)。

- (21) a. 遅かれ疾かれ、通ひ来る男の、足の流れぬはあるまじ。(けしずみ「一六七七刊」)
b. 島が浄瑠璃、よかれあしかれ、おのれが冷えにも、熱気にもなることか。どう
でもほかに様子があらう。(心中二枚絵草紙「一七〇六演」)

以上、逆接条件を構成するものに関しては、連続する二文の再解釈がそれぞれの形式で独立して起こったのではなく、「あれ」を中心とする逆接仮定条件の構造が、類推的に適用されたことによるものと見たい。

四 条件文から命令文へ

ここまでに取り上げた変化とは逆の事例として、条件文の後件削除による行為要求表現形式の派生を見ておく。「仮定的な条件を提示することによって、結果的にその実現を促す勧誘表現となる」(森田一九八九・六八七)ものである。

- (22) a. 折角だからうちに寄って「いったらいい／いけばいい」。
b. 折角だからうちに寄って「いったら／いけば」。

「仮定条件＋評価形式」による「タライイ」「バイイ」が対他的に使われることで勧め表現化し（矢島二〇〇八）、「二人称ガ」タライイ」として固定的に使用される中で、後件の評価形式「イイ」が脱落した（23b）ものと考えられる（森二〇一五）。

- (23) a. 此所へ呼び、私が御意見を申、その上でお渡しなされたらよからふ
（けいせい浅間獄「二六九八演」矢島二〇〇八・六一）
b. 「熱をお計りになつたら」「ありがとう」彼は武子の親切をありがたく思った。

（武者小路実篤「一八八五生」『友情』「一九一九初出」森二〇一五・五八）

- (24) a. 「条件文」〔従属節〕 …… ガ …… タラ、「主節」ヨイ」。
b. 「勧め文」（二人称ガ） …… タラヨイ」。
c. 「勧め文」（二人称ガ） …… タラ」。

対他的に使われる段階で、主格の人称が二人称に限定され、特に勧めに用いられる際には事態の意志性にも制約がかかるが、事態が未実現であることは、変化前後に共通する特性である。¹⁰

成立時期が近く、類似する形式の「ガイイ」に目を向けると、後件が脱落しても勧めの意を失わなかった「タライイ」「レバイイ」に対して、「ガイイ」系の形式が後件の脱落を起さない点が対照的である。

- (25) a. それならばとうからいひおつきやつたがよひ、（虎明本狂言集・しびり「一六四二写」）
b. どぶして独でねられるもんでござんすなんぞといふがいい（深川新話「一七七九刊」）
この表現は中世後期に（25a）「タガイイ」、近世に（25b）「（スル）ガイイ」として用いられるが、あくまでも、「することが望ましい」という話し手の評価を聞き手にそのまま投げかけるだけであって、「レバ」や「タラ」のような仮定性は顕在化しないために後件の「イイ」が脱落することはなかった。

五 命令文と条件文の近接性

以上、条件形式的に用いられる命令形式と、命令形式的に用いられる条件形式の個別事例を通覧した。冒頭の問いを再掲する。

- (4) a. 「命令形式の条件形式への派生」はなぜ起こり、なぜ類型性があるのか。用法派生の際に、文末形式である命令形式が文末以外へと移動するのはなぜか。
b. 条件表現形式化する際に、順接・逆接のいずれにも派生するのはなぜか。

まず一点目、なぜ命令形式が条件文に用いられるかという点に関しては既に述べてきた通り、「事態の実現性」が未実現であるという性質が変化前後で変わらないことを重視し、「未然的な命令文」と「予想される結果を提示する後続文」の二文の関係性が、仮定条件文的な一文として再解釈されたことを想定する。後続文には、話し手による結果の予告や、「なぜ」と言う質問への答えなど、命令される事態が仮に成立した場合に起こることが述べられる。この二文の関係性が、仮定条件の前提・後件の関係性と連続するものと見る。

「であれ」の一群にも同様の再解釈が働いたと考えられるが、この一群の場合には「ばく命令形」という、話し手が事態の成立に直接関与しない放任の構文を基盤とすることで、本来の命令形式の文の段階で既に「望ましさ」の条件を欠くことができた。この用法が、「AもしくはA以外」や不定語による集合全体の表示、「AもしくはBもしくは…」と

いう擬似的な集合全体の表示を伴って現れることで、「どのようなにも構わない」とが含意する、「どのようなであっても」の意を、逆接条件的に示すことができるようになった。これが二点目の、順接・逆接両方に派生し得たことの要因である。ただし、この派生は順接条件と比べると例外的であって、例えば「遅かれ早かれ」のようなものが成立当初から「遅かれ」と「早かれ」の二項の並列で現れたことなどを勘案すれば、それぞれの形式が二文の連続の一文の解釈として独立して発生したのではなく、類推的な派生によるものである¹¹⁾。

六 意味的变化の類型と関連付けて

本稿では、条件形式的に用いられる命令形式の用法派生を、主に統語的变化の側面から扱った。この変化は意味的な側面から見れば「間主観化」(intersubjection, Traugott 2003)の方向性に反する変化類型である(小柳二〇一六a、北崎二〇一八b)が、この例外的な変化は、日本語文の構造として周辺部に位置しやすい対人的な意味が、文の中心部に位置するようになることと並行するものである。この観点に基づき、文末に位置しやすい形式が文中で用いられる事例として、連体形係り結び、間接疑問文、「ヨ」ウト」の一群の成立を見ることで、この統語的变化の位置付けを考えたい。

まず、連体形の係り結びについて、特に、「カ」「ソ」に関してはその成立に、二文連置の再解釈を想定する立場がある(野村一九九五、鴻野二〇一〇)。喚体句と、喚体句に対する注釈的な先行文の二文が構造的な関係を持つために一文として解釈され、この立場に立てば、文末に位置する形式の文中への移動とみなすことができる。

(26) a. 味酒を三輪の祝が齋ふ杉手触れし罪か君に逢ひ難き〈難寸〉

(万葉集卷四・七二・野村一九九五：九二)

b. 夕されば君来まさむと待ちし夜のなごりそ今も寝ねかてにする〈為〉

(万葉集卷一・二五八八・鴻野二〇一〇：四八)

(27) a. 「注釈文」 …… 「カ」。「喚体文」 …… 「連体形」。
↓ 「係り結び文」 …… 「カ」 …… 「連体形」。

b. 「注釈文」 …… 「ソ」。「喚体文」 …… 「連体形」。
↓ 「係り結び文」 …… 「ソ」 …… 「連体形」。

直接疑問文から間接疑問文への変化も同様の二文連置の再解釈の事例として位置付けられ、特に「カ」にひびくは Kinuhata (2012) に「主観化」(subjectification, Traugott 2003)の反例であることが指摘される。間接疑問文は「カ」によるものより「ヤラ」によるものが早く室町期に用いられ始め、「ヤラ」による間接疑問文は注釈的・二文連置にその萌芽があり、注釈句+潜伏疑問文の構造を経由して成立する(高宮二〇〇四・二〇〇五)。

(28) a. ナントシタ心ヤラウ論語ニハ言語ヲ政事之上ニライタガ司馬遷ハ政事ヲ上ニヲイタン
(史記抄・高宮二〇〇四：一一八)

b. サルマヘハトレカ正本テアルヤラウ真実ヲ不知ソ
(史記抄・高宮二〇〇四：一一七)

c. 何ト義理ヲ付ウスヤラ知ラヌホドニ
(蒙求抄・高宮二〇〇四：一一八)

(29) a. 「疑問文」 …… 「やら」。「後続文」 知らぬ」。
↓ 「間接疑問文」 …… 「やら知らぬ」。

b. 「疑問文」 …… 「か」。「後続文」 知らぬ」。
↓ 「間接疑問文」 …… 「か知らぬ」。

高山(二〇一六)にも、中古における「ケム」を用いた疑問文が、やはり注釈的に二文連置を構成することによって間接疑問文的な解釈を可能とすることが述べられる。

(30) やつて返しはいかがしたりけむ知らず
(大和物語・高山二〇一六：五〇)

二文連置の再解釈の事例ではないが、「(よ)うと」「(よ)うが」「まいと」「まいが」と

いった形式も、通常文末に位置する意志・推量形式が節の境界で用いられるようになる事例である。詳細な史的展開の経緯は別稿に譲るが、概略、中世前期に「とも」の接続範囲が拡張し、「何をしようとする場合であっても思い通りである」ことを示す「くむとも（心なり）」が用いられるようになる。これが「むとも」として慣用される中で「む」が文末で現れる際に表出されるはずの「意志」の機能を喪失し、意志的動作に限らない逆接仮定条件の用法を獲得する(31b)。近世前期には接続助詞体系における「ガ」の伸長に伴い「ムトモ」と同様の変化が「(よ)うが」にも起こり、「(よ)うが」「まいが」の例(31c)が現れる。

- (31) a. 今八万事思サマナレバ、内ニナラムトモ院ニ成ムトモ我心也。(延慶本平家物語巻四)
 b. 主はなにと有うとま、よと云て、利を本にしたぞ。(毛詩抄巻四「一五三五以前」)
 c. するか丸様でござろうがおにであるうが。へちまのかは共せんせぬ。

(日本記素戔鳴尊「一七〇一演」)

(32) 「述部 ……む(意志)」。

↓ 「文」^{「從屬節」} 「(動作主Aが) Vム(意志)トモ」, 「主節 (Aの) 思い通りである」]
 ↓ 「文」^{「從屬節」} (動作主Bが) Vウト(モ)」, 「主節 (事態が成立する)」]

これもやはり、意志・推量といった話者指向性を持つ形式が接続形式の一部に取り込まれ、話者指向性を喪失するという点において、「主観化」の方向性に反するものである。¹²

七 おわりに

本稿では条件形式的に用いられる命令形式について、以下の点を指摘した。

- 複合的な接続形式は通常、接続助詞や連用形など、もともと接続関係を表示していたものが多くを占めるが、その点、主に文末におかれる命令形式を用いたものは異質である。また、順接・逆接の両方に派生する点も特異である。
- それぞれの個別形式の史的展開を行為要求表現の成立条件の観点から見ると、いずれの場合も何らかの条件から逸脱するが、「事態が未実現である」ことだけは、順接・逆接ともに保持され、一方で仮定条件の形式も勧めの用法を派生することがある。このことから、命令形式と条件形式は事態の未実現性という点で共通性を持ち、この性質を保持しながら用法派生を起こすことが分かる。
- 命令文によって指示される未実現の事態が成立した場合の結果の予告や、その遂行に対する話し手の態度が命令文の後続文として現れることで、連続する二文が仮定条件文的な構造を持つ。それが一文として解釈されたものが、条件形式的に働く種々の命令形式である。
- この二文連置の再解釈や、文末からの統語的移動は度々起こっている。文末から文中(もと二文の境界)への移動が起こるために、一般的な意味変化の傾向とは逆方向の変化を示すという点で、日本語文法史の中で異質な領域を占めている。

注 一 本稿は動詞・形容詞命令形を主たる対象とするが、連用形命令や「するがいい」といった形式も条件表現に用いられることから、それら命令表現に用いられる種々の形式をまとめて「命令形式」と呼称する。

二 「て」によるものも「につれて」と「ておいて」のように順逆の両方に派生するが、これは素材の「て」そのものが逆接の用法も持つ(江口二〇一六)ことによるものと見る。

三 松本(一九九〇)、小田(二〇一五・二〇一八)などを参考に、例を挙げた。

四 接続助詞化した形式名詞は、名詞の持つ内容語的な意味が希薄化した上で、その形式名詞の前接部と後

統部との間に格と同等の関係性が見出されるために、接続助詞的な用法を派生するものであると考えられる。例えば、「から」「ゆゑ」「くせ」などに関して「原理的には格助詞的な関係表示性を介して接続助詞性を獲得すると考えるべき」(山口一九八二:二七)など。

5 文法変化に一定の統語的条件が存することについては小柳(二〇一六b)も参照。

6 「うちはなすほかに、寄ってみよ」という文の倒置であるという解釈はせず、「絶対に許さないからな」の「から」のように終助詞的に用いられる「ほどに」であると見る。

7 「中納言の車」のような三人称に限定されるのではなく、人称の制限がなくなるものと見る。

「俺が／お前が／あいつが」何者であれ、関係のない話だ。

8 意志性の制約に関しては、現代語で「そこにあれ」が容認されない一方で、中古の「あり」自体に意志性を持つものがある(柳田二〇〇六)こと、無意志動詞命令形が希求表現に用いることができたことから、ここでは問題としない。

9 三省堂『大辞林』(第三版)「とはいえ」の項、「格助詞」と・係助詞「は」に動詞「いふ」の已然形「いへ」の付いたもの。「とはいへど」の「ど」の略された形」など。

10 評価的な形式が対他的に用いられることで行為指示の用法を獲得する事例は、他に「べし」や「してくればたら嬉しい」のような表現にも見られる。

11 仮定条件を構成せず、かつ、典型的な行為要求表現から逸脱する表現に「嘘をつけ」(≠嘘をつくな)の類がある。近世前期に初例が見られ、大野(一九九〇)では「見えすいた嘘をつくなら、いくらでも嘘をつけ」の含意によるものと解説され、すなわち、「であれ」の類と同じく「ばく命令形」の放任の構文が基盤として想定されるものである。この表現は「嘘をつけ」という発話がなされた時点で既に「嘘をつく」事態が実現されている点で「事態の実現性」の性質に違反するものであり、事態が未実現でない場合には仮定条件表現を派生し得ない事例として説明できる。

12 この他、青木(二〇一一)は、助動詞「ゲナ」が九州方言において「くゲナ言う」のようにとりたて助詞的に用いられる事例(松尾二〇〇九)を、主観化の反例として指摘している。

参考文献

- Kimuhata Tomohide. 2012. Historical development from subjective to objective meaning: Evidence from the Japanese question particle *ka*. *Journal of Pragmatics*. 44.
- Traugott, E. C. 2003. From Subjectification to Intersubjectification. *Motives for language change*. London: Cambridge University Press.
- 青木博史(二〇一一)「日本語における文法化と主観化」澤田治美(編)『ひつじ意味論講座5主観性と主体性』ひつじ書房
- 江口匠(二〇一六)「〈逆接〉を表す「て」をめぐる」『人文』14
- 大野晋(一九九〇)「嘘をつくなというのに嘘をつけとは?」大野晋・丸谷才一・大岡信・井上ひさし『日本語相談 二』朝日新聞社
- 小田勝(二〇一五)『実例詳解古典文法総覧』和泉書院
- (二〇一八)「古代語における形式用言を用いた複合辞とその用例」藤田保幸・山崎誠(編)『形式語研究の現在』和泉書院
- 北崎勇帆(二〇一六a)「現代語体系を中心とする活用語命令形の用法の再整理」『日本語学論集』12
- (二〇一六b)「複合助詞「であれ」「にせよ」「にしろ」の変遷」『日本語の研究』12・4
- (二〇一七)「とはいえ」の成立と展開」『日本語学論集』13

- (二〇一八a) 「遅かれ早かれ」類の成立と定着について『国語語彙史の研究』 37
- (二〇一八b) 「間主観化・対人化とその逆の変化について——命令形式由来の表現を対象に——」『日本語論集』 14
- (二〇一八c) 「順接仮定条件的に用いられる命令形式の成立と展開」『国語国文』 87・5
- 鴻野知暁 (二〇一〇) 「ゾの係り結びの発生について」『国語国文』 79・12
- 小柳智一 (二〇一六a) 「対人化と推意」『国語研究』 79
- (二〇一六b) 「文法変化の方向と統語的条件」大木一夫・多門靖容(編)『日本語史叙述の方法』ひつじ書房
- 高宮幸乃 (二〇〇四) 「ヤラ(ウ)による間接疑問文の成立——不定詞疑問を中心に——」『三重大学日本語学文学』 15
- (二〇〇五) 「格助詞を伴わないカの間接疑問文について」『三重大学日本語学文学』 16
- 高山善行 (二〇一六) 「ケム型疑問文の特質——間接疑問文の史的研究のために——」青木博史・小柳智一・高山善行(編)『日本語文法史研究3』ひつじ書房
- 仁田義雄 (二九九一) 「働きかけの表現」『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房
- 野村剛史 (二九九五) 「カによる係り結び試論」『国語国文』 64・9
- 松尾弘徳 (二〇〇九) 「新方言としてのとりたて詞ゲナの成立——福岡方言における文法変化の一事例——」『語文研究』 107
- 松木正恵 (二九九〇) 「複合辞の認定基準・尺度設定の試み」『早稲田大学日本語研究教育センター紀要』 2
- 森田良行 (二九九九) 『基礎日本語事典』角川書店
- 森勇太 (二〇一五) 「条件表現を由来とする勧め表現の歴史——江戸・東京と上方・関西の対照から——」『近代語研究』 18
- 矢島正浩 (二〇〇八) 「近世中期以降上方語・関西語における「評価的複合形式」の推移」『国語と国文学』 85・2
- 柳田征司 (二〇〇六) 「有情物の存在を表す「アリ(アル)」と「ヨリ(ラル)」「キル(イル)」」『小林芳規博士喜寿記念国語学論集』汲古書院
- 山口堯二 (一九八二) 「複文の構成・史的考察」森岡健二・宮地裕・寺村秀夫・川端善明(編)『講座日本語学2 文法史』明治書院
- 湯澤幸吉郎 (一九三六) 『徳川時代言語の研究 上方篇』刀江書院
- 使用資料** 古事記歌謡・韓人漢文手管始・浮世風呂・椿説弓張月・岩波書店『日本古典文学大系』(用例
 検索に国文学研究資料館『大系本文データベース』を使用)／古事談・当世穴さがし・岩波書店『新日本古典文学大系』／けしずみ・心中二枚絵草紙・山崎与次兵衛・新全集・小学館『新編日本古典文学全集』／万葉集・竹取物語・蜻蛉日記・虎明本狂言集・南客先生文集・深川新話・国立国語研究所(二〇一八)『日本語歴史コーパス』バージョン20183／延慶本平家物語：『延慶本平家物語本文篇』勉誠社／史記抄：『史記桃源抄の研究』日本学術振興会／毛詩抄：『毛詩抄 詩経』岩波書店／金岡筆・日本記素戔嗚尊：『翻刻絵入狂言本集』般庵野間光辰先生華甲記念会／一休諸国物語・鹿の子餅：『嘶本大系』東京堂(用例検索に国文学研究資料館『大系本文データベース』を使用)

(きたぎき ゆうほ 東京大学大学院生)